

(様式第2号)

平成30年度第4回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日 時	平成30年12月26日(水) 9:30~11:30
場 所	東館3階 小会議室5
出席者	委員 小浦 久子, 花田 佳明, 岡 絵理子 届出者 (1) 駅舎, 商業施設等(船戸町1127番5外) 申請者 **氏, **氏 設計者 **氏, **氏 (2) 共同住宅(船戸町13番) 申請者 **氏 設計者 **氏, **氏 事務局 白井都市計画課長, 川島都市計画課係長, 山本都市計画課主査, 小栗都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者3人中3人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 大規模建築物等の景観協議

(ア) 駅舎, 商業施設等(船戸町1127番5外)

(イ) 共同住宅(船戸町13番)

イ その他

(3) 閉 会

2 審議経過

(1) 駅舎, 商業施設等(船戸町1127番5外)

平成30年12月17日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 駅舎等改良に係る景観検討については, 駅南地区(業平町)で進められている「JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業」として整備予定の再開発ビル, 交通広場及び駅と再開発ビルをつなぐデッキなどの施設と一体的に調和することが重要である。よって, 各々の計画の進捗に併せ, 景観協議を行うこと。

(2) 共同住宅(船戸町13番)

平成30年12月18日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 古い住宅地であることから, 既存建築物が中層であっても, 長く周辺戸建て住宅と馴染んできたことに鑑み, その配置・規模・外構の構成をできるだけ継承し, 古くからあるまちなみを維持すること。また, 周辺が低層であることから, 中層建物の上部に

においては周辺からの視認性が高くなることに配慮したデザインの工夫が求められる。

- ・ 前面道路の北側宅地の景観を特徴づける石積みと生垣、塀と庭木の見え方などとの連続性、親和性に配慮した通り外観とすること。
- ・ 大きな開口部は、近隣への見下ろしなどに配慮した配置・規模の検討が必要であり、また、開口内部の状況が通り外観に影響を与えることから、開口部における統一性のあるブラインドの設置など、建築物壁面のデザインの検討が必要である。
- ・ 宅地規模に対して間口が狭い場合、通り外観の構成要素のバランスに配慮し、落ち着いたデザインとすること。また、間口幅に対し、駐車場アプローチの占める割合が高い場合は、その配置、アプローチの仕上げ材、ゲートの構造等が通り外観に影響することから、通り景観の連続性を意識したデザインとすること。
- ・ 引込柱等の必要な設備・工作物については、通り外観の構成要素として、その規模及び配置については、一体的なデザインを検討すること。